

## 教職員の懲戒処分について

令和3年12月22日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県内 公立小学校 教諭 (35歳)	懲戒免職	<p>令和元年10月から12月にかけて、複数回にわたり、児童の服の中に手を入れ、胸を触った。また、同年12月、同児童の下着を膝までずらし、下腹部に手で触れた。さらに、令和3年10月、同児童を後ろから抱きしめて服の上から胸を触った。</p> <p>令和3年10月、別の児童の両脇の下に手を入れて持ち上げる等の行為を行い、当該児童に恐怖感や不安感を与えた。</p> <p>これらの行為は、わいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメントに該当することから、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

※ 上記の関係小学校長については、所属職員に対する指導・監督が不十分であったため、訓告の措置を講ずるよう、令和3年12月22日付けで当該教育委員会へ通知しました。

### 【担当】

教職員課 小中学校人事係長 迫 浩司

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp